

令和元年 9 月吉日

お客様各位

株式会社メディペック

消費税税率改定にともなうお願い

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、本年 10 月 1 日より消費税税率が 10%に改定となります。改定にともなう弊社の対応を下記の通りご案内申し上げますので、何卒ご理解並びにご協力の程よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 新税率適用の時期について

弊社の税率適用の基準は下記の通りとなっております。

種別	基準日	税率及び新税率適用開始日
① 買取商品(軽減税率対象品は除く)	出荷日	10% / 2019/10/1
② 修理品	出荷日	10% / 2019/10/1
(ただし現地修理の場合)	修理完了日	10% / 2019/10/1
③ レンタル	契約に基づく	10% / 2019/10/1
④ 工事	引渡日	10% / 2019/10/1

なお、ご注文をお受けする日が 9 月 30 日までであっても、在庫欠品や特注品、その他要因により商品の出荷が 10 月 1 日以降となる場合は、該当する出荷商品の消費税率は新税率（10%）となります。

2. 10 月 1 日以降の返品・価格訂正処理について

何らかの理由により返品もしくは価格訂正が生じた場合は、9 月 30 日以前の案件につきましては旧税率（8%）にて処理をさせていただきます。

なお、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当者までお問い合わせをお願い申し上げます。

以上